

目次

第1章 総則

第1条 本規約の目的 3
第2条 本規約の変更 3
第3条 用語の定義 3

第2章 本サービスの提供

第4条 本サービスの提供範囲 3
第5条 提供区域 3

第3章 契約

第6条 契約の単位 4
第7条 契約申込の方法 4
第8条 契約申込の承諾 4
第9条 契約申込内容の変更 4
第10条 権利の譲渡の禁止 4
第11条 契約者の地位の承継 4
第12条 契約者の氏名等の変更の届出 4

第4章 禁止行為

第13条 営業活動の禁止 5
第14条 著作権等 5

第5章 利用中止等

第15条 利用中止 5
第16条 利用停止 5
第17条 本サービス提供の終了 6
第18条 契約者が行う本契約の解約 6
第19条 当社が行う本契約の解除 6

第6章 料金等

第20条 料金 6
第21条 利用料金の支払義務 6
第22条 割増金 7
第23条 延滞利息 7
第24条 料金計算方法等 7
第25条 端数処理 7
第26条 料金等の支払い 7
第27条 料金の一括後払い 7
第28条 消費税相当額の加算 8
第29条 料金の臨時減免 8

第7章 損害賠償

第30条 責任の制限 8
第31条 免責事項 8

第8章 個人情報の取扱い

第32条 個人情報の取扱い 9

第9章 保守

第33条 契約者の維持責任	10
---------------	----

第10章 雑則

第34条 承諾の限界	11
第35条 利用に係る契約者の義務	11
第36条 契約者の当社に対する協力事項	11
第37条 設備等の準備	11
第38条 除外事項	12
第39条 法令に規定する事項	12
第40条 準拠法	12
第41条 紛争の解決	12
第42条 債権の譲渡	12
第43条 反社会的勢力の排除	12
第44条 適格請求書の発行	13

別紙1 本サービスで提供する機能・提供条件・料金等

別紙2 禁止事項

別紙3 当社が別に定めることとする事項

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条

NTT東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、「おまかせ AI でんわ」サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「おまかせ AI でんわサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ本契約の申込みの意思表示をしている者
本サービス	Webex Calling において留守番電話となった音声データを用件ごとに振り分け、音声データの文字起こし及び要約を行い、契約者に提供するサービス
Webex Calling	シスコシステムズ合同会社及びシスコシステムズ合同会社が指定する当社又は当社以外の第三者が提供する電話機能に関するソフトウェアサービス
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
利用者ID	「NTT 東日本ビジネス ID 利用規約」に基づき当社が指定する「NTT 東日本ビジネス ID」
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）第 1 項に定める範囲において、本サービスを提供します。

(提供区域)

第5条 本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、電話番号ごとに1の本契約を締結します。

(契約申込の方法)

第7条 本契約を申し込もうとする者は、申込みの内容を特定するための事項を記載した当社所定の契約申込書を、本規約の内容（別紙を含む。）について承諾の上で、本サービス取扱所に対して提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、メール等の電磁的方法等をもって契約者に通知します。当該通知をもって本契約が成立するものとし、当該通知に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができますものとし、

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約申込内容の変更)

第9条 契約者は、第7条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第11条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、第7条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 禁止行為

(営業活動の禁止)

第13条 契約者は、有償、無償を問わず、本サービスを再提供することはできません。

(著作権等)

第14条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 当社が提供する各種ソフトウェア、アプリケーションの複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第42条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第42条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第10条（権利の譲渡の禁止）、第13条（営業活動の禁止）、第14条（著作権等）、第21条（利用料金の支払義務）又は第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
- (6) 当社に損害を与えたとき。
- (7) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は前項の規定にかかわらず、利用者IDが利用者登録の抹消又は利用停止となっている場合、並びに契約者がWebex Callingの契約を終了した場合、当社は本サービスの提供を停止できるものとします。

3 当社は、前二項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービス提供の終了)

第17条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

第18条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、当該申出が解除希望日の1営業日前までに当社に到達しなかった場合は、到達した日の翌営業日を本サービスの解除日とします。

(当社が行う本契約の解除)

第19条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。ただし、本条第2号に定める場合においては、本条第2号に定める譲渡、解除又は変更が完了した時点で本契約は解除されるものとします。また、本条第4号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 第17条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 料金

(料金)

第20条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）第4項に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日の翌月月初から起算して、本契約の解除日の属する月までの期間について、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）第4項に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金

2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
--	--

3 第1項の定めにかかわらず、本契約を解除する場合（解除事由を問わず、本契約の終了を指します）、契約者は解除日に応じて以下の各号に定める月額料金を支払うものとする。

(1) 解除日が、当該解除日の属する月（以下「当月」といいます。）の20日以内である場合
（解除日が提供を開始した月と同月内であり、かつ解除日が提供を開始した月の20日以内である場合も含まれます。）
当月分の月額料金

(2) 解除日が、当月の21日以降である場合
（解除日が提供を開始した月と同月内であり、かつ解除日が提供を開始した月の21日以降である場合も含まれます。）
当月の月額料金及び翌月の月額料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します

（割増金）

第22条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第23条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 第42条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当するときは、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

（料金計算方法等）

第24条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）第4項に定める料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、受領した料金について返金しないものとします。

4 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙3（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

（端数処理）

第25条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

第26条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

第27条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第28条 第21条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件・料金等)第4項に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙1本サービスで提供する機能・提供条件・料金等)第4項に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

第29条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第30条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービス(が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことにより契約者に損害が生じた場合、本サービスの1ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。

(1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害

(2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害

(3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害

(4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

(免責事項)

第31条 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第30条(責任の制限)第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

5 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

6 オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者の利用者ID又はパスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第30条(責任の制限)第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

7 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。

8 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。

- 9 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 10 当社は、第15条（利用中止）、第16条（利用停止）、第17条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 11 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 12 当社は本サービス提供にあたり Webex Calling の仕様・制限に従うものとし、当該仕様変更による影響について責任を負いません。
- 13 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。
- (1) 当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 別紙2（禁止事項）の規定により、当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが、当社が設置するサーバ装置に蓄積されていると当社が判断したとき。
 - (4) 当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータにコンピュータウイルスが含まれていると当社が判断したとき。ただし、当社がそのデータの伝送を停止し、又はデータを消去することによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 14 当社は、前項の規定により蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 15 当社は、本条第13項の規定により、蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 16 当社は、当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 17 当社は、当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されているデータを本サービスを提供する目的以外で取り扱うことはありません。
- 18 本サービスにおける当社以外の第三者がアプリケーションもしくはソフトウェアを介して提供するサービス（以下、「第三者サービス」といいます。）との連携は、当社と第三者サービスの提供者事業者との間の提携、協調、授権その他の一切の協力関係を意味するものではありません。また、当社は、契約者が、第三者サービスとの連携により取得するデータ等の正確性、完全性等について、責任を負うものではありません。
- 19 当社は、契約が第三者サービスを利用するにあたり、一切の保証、義務、責任を負いません。また、当社は、契約者が第三者サービスを利用するにあたり発生した損害について、責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 20 契約者は、第三者サービスの利用について、第三者サービスの提供事業者との間での別途の契約に従うものとし、
- 21 当社は、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）第1項で定める文字起こし・要約機能の提供にあたり、文字起こし機能の提供事業者及び要約機能の提供事業者が各利用規約にて定める仕様・制限に従うものとし、文字起こし・要約機能が分析・出力する結果の正確性、完全性、有用性等について、一切保証せず、当該結果に起因する契約者の損害について、責任を負うものではありません。
- 22 当社は、本契約の解除日から60日後に、当社が設置するサーバ装置に蓄積されている契約者の情報、留守番電話となった音声データ、音声データの文字起こし要約データ等のデータを消去します。

第8章 個人情報取扱い

（個人情報取扱い）

第32条 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を取得します。また、当社は、本サービスにおける留守番電話の音声データの文字起こし・要約・保管機能文字起こしの提供にあたり、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）第3項に規定する情報を取得します。

2 当社は、個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社は、当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、個人情報を統計化した情報を利用する場合があります。

4 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

5 本サービスは、法令で定める場合を除き、本人の同意に基づき取得した個人情報を、本人の事前の同意なく第三者に提供することはありません。

6 本サービスは、当社のプライバシーポリシー及び法人のお客様向けのサイト利用条件 (<https://business.ntt-east.co.jp/requirements.html>)（アクセス解析ツールについて）に基づき、Cookie 及びこれに類する技術を用いて、本サービスの利用状況等に関するアクセス情報を収集し、ページ閲覧状況の把握、セッションの維持、利用状況の分析及びサービスの改善等に利用することがあります。なお、当該アクセス情報は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。契約者が Cookie 及びこれに類する技術を無効化又は制限した場合は、ウェブサイトの全部又は一部の機能にアクセスできなくなり、その結果としてサービスが利用できなくなる、又は利便性が制限される可能性があります。

7 契約者は、当社が第42条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

8 契約者は、当社が第42条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

9 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

10 当社は、本サービスの提供のため Amazon Web Services, Inc. の提供する機能を利用します。なお、Amazon Web Services, Inc. のデータの取り扱い方針については、以下のホームページに掲載する通りです。

URL: <https://aws.amazon.com/jp/privacy/>

URL :

[https://dl.awsstatic.com/onedam/marketing_channels/website/public/legal/agreement/AWS_Customer_Agreement_\(2026-02-16\)_JA_JP.pdf](https://dl.awsstatic.com/onedam/marketing_channels/website/public/legal/agreement/AWS_Customer_Agreement_(2026-02-16)_JA_JP.pdf)

第9章 保守

（契約者の維持責任）

第33条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なインターネット接続回線、その他の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第34条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第35条 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。

- (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2) 本サービスの提供を受ける時点で、設定作業等に必要なアカウントやパスワード等の設定情報が用意されていること。
 - (3) 別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件・料金等）2. 本サービスの提供条件に定める Webex Calling の契約を締結していること。
 - (4) 有効な利用者IDを保持していること。
 - (5) 本サービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するソフトウェアライセンスに同意し、インストールを承諾すること。
- 2 前項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 利用者IDを第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
 - (11) 本サービスの利用者ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
 - (12) 別紙2（禁止事項）に規定する禁止事項に該当する行為をしないこと。
 - (13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 3 当社は、契約者が行った行為について、契約者が行ったものとみなして取り扱います。
- 4 契約者は、サービスが利用できなくなったときは、当社が指定する対応窓口に連絡をしていただきます。当社は、契約者から前項に基づく連絡があったときは、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

（契約者の当社に対する協力事項）

第36条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた利用者IDやパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供
- (3) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

（設備等の準備）

第37条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット接続回線その他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

（除外事項）

第38条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第35条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合
- (2) 契約者が、第36条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の補助となる作業を当社に要求す

る場合

(4)その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合

(法令に規定する事項)

第39条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第40条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第41条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(債権の譲渡)

第42条 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙3（当社が別に定めることとする事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙3（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第43条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辭又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(適格請求書の発行)

第44条 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの料金の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。契約者は、適格請求書の発行の請求をし、発行を受けたときは、1請求ごとに400円（税込価格440円）及び郵送料等の支払いを要します。

別紙 1 (本サービスで提供する機能・提供条件・料金等)

1. 本サービスで提供する機能

提供機能	内容
留守番電話の音声データの文字起こし・要約・保管機能	<ul style="list-style-type: none"> Webex Calling での留守番電話の音声データを保管する機能 保管された音声データを文字起こし、要約する機能
メール通知機能	<ul style="list-style-type: none"> Webex Calling で留守番電話となった音声データが本サービスに転送された場合に契約者指定のメールアドレス宛にメールにて通知する機能
おまかせ AI でんわユーザー操作機能	<ul style="list-style-type: none"> ブラウザ画面にて以下の情報を提供する機能 <ul style="list-style-type: none"> 発信者の電話番号 用件 : 音声、文字起こし、要約 着信日時、直近での留守番電話の履歴 ブラウザ画面にて以下の項目について契約者が変更できる機能 <ul style="list-style-type: none"> 対応ステータス、対応メモ メール通知機能の宛先変更
備考 1 最新の機能の詳細は、当社のホームページでご確認ください。 https://business.ntt-east.co.jp/content/aidenwa/	

2. 本サービスの提供条件

本サービスに対応する Webex Calling のライセンス種別は以下の通りとします。

- Webex Calling Professional (当社が提供する「Webex (リセール) 提供に関する規約」の場合は、「Webex Calling Pro」)

3. 留守番電話の音声データの文字起こし・要約・保管機能の提供にあたり取得する情報

発信元番号、留守番電話の音声データ、Webex 連携に必要な識別子 (利用者 ID 等)、IP アドレス

4. 月額料金

(契約毎)

区分	料金額	
おまかせ AI でんわサービス	AI スタートプラン	2,480 円/月 (税抜)
備考		
1. 本サービスは 1 番号につき、2 チャンネルを上限数としていただきます。なお、「チャンネル」とは、同一電話番号において同時に発着信ができる通話回線数を指します。		
2. 本サービスの提供のために必要となる Webex Calling の料金および Webex Calling で利用する電話サービスの利用料、通信料その他付帯費用は本サービス利用料金に含まれず、契約者の負担とします。		
3. 当社は、第 21 条 (利用料金の支払い義務) 及び第 30 条 (責任の制限) の規定については、特定相互接続通信に係る電気通信設備を当社の電気通信設備とみなして適用します。		

別紙2（禁止事項）

禁止事項	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <p>(1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</p> <p>(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</p> <p>(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(4) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為</p> <p>(5) 他者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>(6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(7) 当社若しくは他人の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為</p> <p>(8) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為</p>
------	---

別紙3（当社が別に定めることとする事項）

第24条（料金計算方法等）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。

第42条（債権の譲渡）

規定内容	当社が別に定める事項
請求事業者	NTTファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	<p>以下のいずれかの場合とします。</p> <p>当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合</p> <p>契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合</p>